

2022年10月17日(月)
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、鹿又
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 鈴木、福嶋
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

安城市における土壌汚染について

株式会社ニッセイ(安城市)が、安城市内の本社工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

- (1) 報告者
株式会社ニッセイ
- (2) 報告年月日
2022年10月17日(月)
- (3) 汚染が判明した土地の所在地
株式会社ニッセイ 本社工場
愛知県安城市和泉町井ノ上1番1、1番2、1番3、1番4、1番5、1番6、1番7、1番8、1番9、1番10の各一部
- (4) 報告の根拠
土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)
- (5) 調査結果
ア 土壌溶出量
次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	1.9mg/L (2.4倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0~0.75m	11/78

注1:()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

- イ 土壌含有量
全ての調査地点で、法に規定する土壌含有量基準に適合しました。
- ウ 地下水
全ての調査地点で、法に規定する地下水基準に適合しました。
- (6) 当該地の現在の状況
汚染が判明した場所は、建物、コンクリート舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していくとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、法に基づき土壌溶出量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

株式会社ニッセイ 経営企画部 都築

住所 愛知県安城市和泉町井ノ上1番1 電話 0566-92-1156

4 調査対象地の概要

(1) 面積

6,356.8 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、1964（昭和 39）年から株式会社ニッセイ本社工場の敷地の一部で、小型ギアモーター、歯車等の製造等を行っています。事業所においては、ふっ素及びその化合物の取扱履歴がありますが、それに係る施設等の異常、漏洩事故の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）